

2026（令和8）年度 川西市ジェンダー平等・男女共同参画推進事業所表彰 質問票

※ 応募用紙と共にご提出ください。

事業所名：

男女の雇用と女性の登用状況について（2026（令和8）年4月1日現在）

（問1）従業員数についてご回答ください。

正規従業員数 男性【 】人 / 女性【 】人

非正規従業員数 男性【 】人 / 女性【 】人

＊「非正規従業員」とは「正規従業員」を除いた人数とし、パートなどを指すものとします。

今年度（2026（令和8）年4月1日以降）の新規採用者（正規従業員）

男性【 】人 / 女性【 】人

（問2）管理職数についてご回答ください。

課長相当職以上（役員含む） 男性【 】人 / 女性【 】人

係長相当職 男性【 】人 / 女性【 】人

＊「課長」「係長」などの職名を使用していない場合は、貴事業所の実態にあわせて判断ください。

女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定について

（問3）「女性活躍推進法」に基づき、常時雇用する労働者が101人以上の事業所は、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表義務があります。

（2022（令和4）年4月1日施行の女性活躍推進法改正により、策定義務の対象が、常時雇用する労働者が101人以上の事業主に拡大されています。100人以下の事業所は努力義務。）

そこで、貴事業所での策定状況についてあてはまるものの記号を○で囲んでください。

ア. 策定済みである →策定済みの計画を添付してください。

イ. 現在、策定中である。または策定を予定している

ウ. 今のところ策定の予定はない（理由 ）

エ. その他 具体的に（ ）

（問4）貴事業所では下記のような取組を行っていますか。あてはまるものすべての記号を○で囲んで記入してください。

ア. 性別により評価されることがないよう人事考課基準を明確に定めている

イ. 女性の採用及び登用を積極的に行っている

女性の採用数 2023（R5）年度 人/全体 人中

2024（R6）年度 人/全体 人中

2025（R7）年度 人/全体 人中

ウ. 男女の固定的な役割分担の見直しなど職場環境の整備を行っている

具体的に（ ）

エ. 女性を活用するための推進体制の整備または活用計画の策定を行っている

具体的に（ ）

オ. 女性のキャリア形成や職域拡大のための教育訓練や研修を行っている（年____回）

カ. 女性活用の重要性について男性に対する啓発を行っている

具体的に（ ）

キ. 仕事と家庭との両立支援制度を整備している

具体的に（ ）

ク. その他

具体的に（ ）

ケ. 特になし

（問５）問４の各項目のうち、今後、導入または拡大を検討中の制度や取組があれば、あてはまるものすべての記号と導入時期や拡大する内容、導入・拡大を検討している経緯など

記号	導入時期・拡大する内容・経緯など

育児・介護休業制度について

（問６）貴事業所の育児休業に関する就業規則及び育児休業取得実績について、以下の項目にご回答ください。

- 規定上の休業期間は子どもが【 】歳になるまで
- 2025（令和７）年度に、本人または配偶者が出産された従業員の人数および、そのうち育児休業を取得された人数をご回答ください。
 - ・ 2025（令和７）年度（2025（令和７）年４月１日～2026（令和８）年３月３１日）
本人が出産した人数 【 】人（うち育児休業取得者【 】人）
配偶者が出産した人数【 】人（うち育児休業取得者【 】人）

（問７）貴事業所の介護休業に関する就業規則及び育児休業取得実績について、以下の項目にご回答ください。

- 規定上の休業期間は【 】日まで
- 2025（令和７）年度に、介護休業を取得した従業員がいれば人数をご回答ください。
2025（令和７）年度 男性【 】人、女性【 】人

育児や介護を行う従業員の仕事と家庭との「両立支援」について

（問８）貴事業所には働きながら育児や介護を行う従業員のために下記の制度がありますか。あてはまるものすべての記号を○で囲んで記入ください。

- ア. 短時間勤務制度
- イ. フレックスタイム制度
- ウ. 在宅勤務、テレワーク等の場所にとらわれない働き方
- エ. 時間外労働の免除または制限制度
- オ. 子の看護休暇制度
- カ. 育児・介護休業者への職場復帰プログラム
- キ. 育児・介護による退職者への再雇用制度の導入
- ク. 事業所内託児施設の設置
- ケ. 育児・介護サービス利用料の援助
- コ. その他 具体的に（ ）
- サ. 特になし

（問９）問５の各項目のうち、今後、導入または拡大を検討中の制度や取組があれば、あてはまるものすべての記号と導入時期や拡大する内容、導入・拡大を検討している経緯など

記号	導入時期・拡大する内容・経緯など

次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定について

（問１０）２００３（平成１５）年７月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、国や自治体のほか企業等は従業員の子育てを支援するための「行動計画」を策定することになりました。

（従業員１０１人以上の事業所は策定・届出、公表・周知義務。１００人以下の事業所は努力義務）

そこで、貴事業所での策定状況についてあてはまるものの記号を○で囲んでください。

- ア. 策定済みである →策定済みの計画を添付してください。
- イ. 現在、策定中である。または策定を予定している
- ウ. 今のところ策定の予定はない（理由 ）
- エ. その他 具体的に（ ）

職場での性差や固定的性別役割分担意識からくるハラスメントの防止に関して

（問１１）貴事業所では下記のような取組を行っていますか。あてはまるものすべての記号を○で囲んで記入してください。

ア. 資料やパンフレット配布など啓発活動

具体的に（ ）

イ. ハラスメント防止のための研修（ 年____回 ）

ウ. 相談や苦情のための窓口の設置

具体的に（ ）

エ. 相談や苦情を受けた場合の対応マニュアルの作成

具体的に（ ）

オ. 就業規則への性差や固定的性別役割分担意識からくるハラスメントに関する事項の記載

具体的に（ ）

カ. その他 具体的に（ ）

キ. 特になし

（問１２）問１１の各項目のうち、今後、導入または拡大を検討中の制度や取組があれば、あてはまるものすべての記号と導入時期や拡大する内容、導入・拡大を検討している経緯など

記号	導入時期・拡大する内容・経緯など

その他記述欄

（問１３）その他、ジェンダー平等や男女共同参画の推進に取り組まれていることがあれば、ご記入ください。

(問１４) 応募用紙にご記入いただきました貴事業所の取組・活動について、実施した結果、就労状況や社員の意識等、何か変化はございましたか。

川西市 人権推進多文化共生課 TEL 072-740-1150